

宇野中学校・玉中学校・日比中学校 再編準備委員会 第4回PTA部会 会議録（要点筆記）

■ 日 時 令和7年11月4日（火） 19:40 ～ 20:45

■ 場 所 宇野中学校 3年B組教室

■ 出席者 ○委員

中島正人部会長 森谷真哉果副部会長 堀宏美副部会長

木津直美委員 大崎千絵委員 森裕司委員 安東和伸委員

小玉壽代委員 須藤由美江委員 入口大志委員 森順子委員

○事務局

学校再編推進課主査 小崎隆

■ 傍聴者 一般 0人 市議会議員 0人 報道関係者 0人

1 開会

2 協議（要綱第8条に基づき、中島部会長が議長となる。）

部会長： 事務局から協議（1）学用品・制服・体操服等について説明をお願いする。

事務局： 学用品・制服・体操服等の3点について、協議をお願いする。

まず、リボン・ネクタイについて、企業側から何の条件もない中で提案するのは難しいが、色だけでも提示があればサンプルの提供は可能と言われている。色指定は難しいため、制服に合わせたリボン・ネクタイを学校側で選定してもらう方法はどうか。

体操帽子についてもバリエーションが少ないことから、体操服・トレーニングウェアに合うものを学校側で選定してもらう方法はどうか。

体操服・トレーニングウェアについては、使用している素材の説明や販売網などについては、展示だけでは説明しきれないため、プレゼンをすることができないかと企業側から提案を受けている。このプレゼンによる選定を行うことについて協議をお願いしたい。

部会長： まず、リボン・ネクタイだが、種類が多く、企業側からの提案は難しいため、学校側で制服に合うものを決めてもらうことについて意見があるか。

委 員： スクールカラーがあれば、その色にしてはどうか。

委 員： 現行のリボン・ネクタイは、スクールカラーに合わせて色を決めているものではない。新たに決めるため、市内の他校と同じ色にならないように決めればよいと思う。

委 員： 新たな中学校のスクールカラーについて話はしていないが、検討することがあれば、それも加味して考えればよいと思う。

部会長： 数多くの中から選定するのは確かに難しい。販売方法や価格についても検

討する必要があると思われるため、やはり、学校側で決めてもらう方がよいのではないかと思うがどうか。

(一同異議なし)

それでは、リボン・ネクタイについては、学校側で決めてもらうこととする。

次に、体操帽子についても体操服等に合わせたものを学校側で選定してもらうことについてはどうか。

委 員： 現在の体操帽子は、量販店で購入するよりも安価であるため、同じように購入しやすいものになるとありがたい。

委 員： 今使用しているものは、安価で使いやすいものを学校で選定している。

部会長： 体育で使用するため、学校側で体育の先生方の意見を取り入れた上で決めてもらう方向でよいのではないかと思うがどうか。

(一同異議なし)

それでは、体操帽子についても、学校側で選定し決めることとする。

次に、トレーニングウェアと体操服については、これまで、展示のうえ投票により選定する案を検討していたが、企業側から、展示のうえ素材や販売方法などのプレゼンにより選定してはどうかと提案があった。これについて、何か意見があるか。

委 員： どのように、プレゼンを実施するのか。

部会長： 例えば、各小中学校の保護者の方 1 名ずつ選任し、併せて、教職員の方々を含め合計 20 名程度のメンバーを対象にプレゼンを実施し、評価すること等が考えられる。

委 員： 学校側からの人選は、PTA 部会の学校関係者と体育の教師になると思う。素材や価格、普段の体育の授業で適したものかを判断するためにも、体育の教師は必要と思っている。

委 員： 学校側から考えると、PTA 部会のメンバーと、小中学校の保護者のうち部会に入っていない方から 1 名ずつ参加していただいたら、保護者 10 名、教職員 10 名程度の計 20 名となり事務手続きは簡単となるが、ほぼ PTA 部会で決めてしまうようになるため、人選は協議をすることが必要だと思う。

部会長： では、トレーニングウェアと体操服については、プレゼンで実施する方向で、進めてもよいか。

(一同異議なし)

この後で選定するメンバーについての人選も検討していきたい。

次に、協議（2）新 PTA 会則について事務局からの説明をお願いする。

事務局： 新 PTA 会則については、前回の協議内容を含め、3 中学校の会則を色分けしてまとめた資料を配布している。また、全国 PTA 連絡協議会が公開している PTA 会則の例もまとめている。これらを基に 1 項目ごと、協議をしてもらいたい。

- 部会長： 3 中学校の PTA 会則をまとめた資料を基に協議を進める。まず、項目の「名称」について、何かご意見はあるか。
- 委 員： 名称については、3 中学校ともほぼ同じ表現であるため、資料の通りでよいのではないか。
- 部会長： 名称については、特段、意見がないため、この資料の通りとする。
次に、項目の「目的」についてはどうか。
- 委 員： 各校の文面が似通っているので、整理して一つにした方がよいと思う。簡潔でわかりやすい表現にしたい。
- 部会長： 表現が似通っているということであるため、わかりやすい表現にしてまとめることでよいか。(別紙参照)
(一同異議なし)
できれば、次回までに事務局で一旦まとめていただき、再度、協議したい。
次に、項目の「方針」についてであるが、皆さん何かご意見はあるか。
- 委 員： この項目では、全国 PTA 連絡協議会の例文の方が見やすくわかりやすいように思う。
- 委 員： 2 番にある、非営利的・非宗教的・非政党的団体・・・と、3 番については全国 PTA 連絡協議会の例文にある文面に変えれば、簡潔になるため、修正してはどうか。
- 委 員： この他に全国 PTA 連絡協議会の例文に「公選の公職者」についても記述されているため、このことについても協議が必要と思う。
- 部会長： では、全国 PTA 連絡協議会の例文に書かれているものを見ながら、会則に取り入れるかどうかを検証する。
- 委 員： 1 番目、2 番目の内容は、3 番目の文面の内容に含まれるので、3 番目の文面を取り入れることでいいのでは。
- 部会長： 確かに、3 番目の文面でカバーできているので、この文は会則にとり入れることでよいか。
(一同異議なし)
- 委 員： 4 番目から 6 番目までは、「関係機関との協力」や「予算の充実」についてで、会則に取り入れることまでは必要ではないように思う。
- 部会長： 今後の PTA の活動に関連する部分であり、新 PTA において検討が必要と思われるため、現時点では必要ないように思うがどうか。
(一同異議なし)
7 番目、8 番目については、現行と同じ内容であるため、修正しながら取り入れることとする。
次に、9 番面、10 番目の文面についてはどうか。
- 委 員： 現時点で、ここにある状況が思い浮かばないため、取り入れなくてよいと思う。

部会長： 現実的に起こりうる状況なのかどうか、少しわかりにくい内容であるため、新会則では取り入れず、必要となった場合、改めて改正をすることとする。

次に、11番目と12番目については、公選の公職者がPTAの役員になることについての内容である。皆さんの意見をお聞きしたい。

委員： 実際に、公選の公職者が保護者として、また、公職者として、きちんと線引きができれば可能かとも思うが、それは難しいように思う。

部会長： では、11番目と12番目は一つの文面に集約し取り入れることとする。

次に、13番目と14番目については、情報の開示等についてであるが、皆さんどうか。

委員： 会員への情報開示や法令遵守などを表記した基本的な内容であるため、特に、記述する必要はないのではないかと。

部会長： 他にご意見もないのであれば、これについては、新会則には入れないこととしてよいか。

(一同異議なし)

現時点では、この形で修正を進めるが、これから少しずつ協議を行うため途中でも気になる項目があれば、再度、申し出ていただきたい。(別紙参照)

委員： はじめに戻るが、協議(1)のところで、体操服等のプレゼンについて、選定者を決めることになったと思うが、まだ、詳細が決まっていないため、決めてはどうか。

部会長： それでは、選定者を誰にするか検討したい。この件についてどうか。

委員： プレゼンは、1回だけの参加でいいのか。

事務局： よく市が行っているものでは、1回だけである。

委員： 人選については、はじめに話があったが、再編に関係する小中学校から保護者1名を出して、できるだけPTA部会のメンバーは人選しない、また、それに教職員をプラスして保護者10名、教職員10名位で構成するの形でいいのではないかと。

事務局： プレゼンを行うとすれば平日の夜の開催を予定している。1社の持ち時間は30分(内10分は質疑応答)で順番に行うイメージである。現時点で3社くらいが対象と考えている。

部会長： 人選については、先ほどの意見のとおりとしてよいか。

(一同異議なし)

では、プレゼンを開催する曜日や開始時間を決めた方が、人選しやすいと思うため、皆さんのご意見をいただく。

委員： 18時からできれば良いが、仕事もあるため、難しいと思う。

委員： やはり19時からがいいのではないかと。

委員： 曜日については、水曜日と金曜日は、けっこう予定が入るので避けた方がいい。

部会長： それでは、皆さんにお聞きするが、時間は 18 時が難しいということであるため、18 時半からならどうか。

（一同異議なし）

では、曜日は、先ほどの意見から月・火・木は大丈夫そうだがどうか。

（一同異議なし）

では、開始時間は、18：30～、開催する曜日は、月曜日、火曜日、木曜日のいずれかで行うこととする。

事務局： 開催日については、事務局と学校側で検討し、来年 1 月頃に実施できればと考える。

保護者への選任依頼は、事務局で行う。

部会長： 本日の協議はこれまでとし、PTA 会則については、引き続き協議を行うこととする。

3 閉会

別紙

第2章 目的

第〇条 本会は次の諸項を目的とする。

- ① 家庭、学校及び社会における生徒の福祉を増進する。
- ② 保護者と教員が互いに協力し家庭と学校との連絡を密にして教育の成果をあげる。
- ③ 保護者と教員と一般社会の協力を促進して、生徒の心身の健全な発達を図る。
- ④ 家庭と学校との関係を一層緊密にし、生徒の訓育について保護者と教員とが聡明な協力を
するようにする。
- ⑤ 教育的環境の整備を図る。
- ⑥ 学区における社会教育の振興に協力する。
- ⑦ 会員相互の研修のための諸行事を行う。

②～④をまとめて1文に修正する

※（資料2）新PTA会則（案）

方針

③、⑦、⑧は取り入れる

- ~~①学校の人事や管理には干渉しない。~~
- ~~②学校とPTAは相互に干渉することなく尊重しあう。~~
- ③教育問題について研究協議するが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。
- ~~④校長・教員及び教育委員会の委員と学校問題を討議し、またその活動を助長する
ために意見を具申し、参考資料を提供するが、学校の管理や教員の人事に
干渉しない。~~
- ~~⑤児童の教育並びに福祉のために活動する関係諸機関と協力する。~~
- ~~⑥国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実に期するため努力する。~~
- ⑦教育を本旨とする自主的、民主的な団体として、これを運営する。
- ⑧営利的・宗教的・政治的な活動は行わない。
- ~~⑨特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。~~
- ~~⑩本会は、自主性をもち、他の団体や機関の支配、あるいは統制、干渉を受け
ない。~~
- ⑪本会、又は本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- ⑫公選の公職者は、役員になることができない。

⑪、⑫をまとめて1文に修正する

- ~~⑬透明性のある会計記録の維持と健全化を図り、会員全てに適切に情報を開示
する。~~
- ~~⑭全ての法令及びルールを遵守し、社会を構成する一員であることの自覚と責任
をもって行動する。~~

※一般社団法人 全国PTA連絡協議会HP PTA規約/会則のアップデート（方針）